

## 第845回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成25年9月20日（金）午後4時から  
場 所：県行政庁舎 16階 教育委員会会議室

- 1 出席点呼
- 2 開会宣言
- 3 第844回教育委員会会議録の承認について
- 4 第845回教育委員会会議録署名委員の指名
- 5 教育長報告
  - (1) 第4回大川小学校事故検証委員会の概要等について (義務教育課)
  - (2) 県立高等学校における物損事故に係る和解について (スポーツ健康課)
- 6 専決処分報告
  - (1) 第342回宮城県議会議案に対する意見について (総務課)
  - (2) 教育功績者表彰について (教職員課)
  - (3) 平成26年度使用県立特別支援学校教科用図書の採択について (特別支援教育室)
  - (4) 平成26年度使用県立高等学校等教科用図書の採択について (高校教育課)
  - (5) 高等学校入学者選抜審議会委員及び専門委員の人事について (高校教育課)
- 7 議 事
  - 第1号議案 教育功績者表彰について (総務課)
  - 第2号議案 職員の人事について (教職員課)
  - 第3号議案 高等学校入学者選抜審議会委員及び専門委員の人事について (高校教育課)
- 8 課長報告等
  - (1) 平成25年度全国学力・学習状況調査結果について (義務教育課)
  - (2) 平成29年度全国高等学校総合体育大会について (スポーツ健康課)
- 9 資料（配付のみ）
  - (1) 平成26年度宮城県立中学校入学者選抜募集要項等について (高校教育課)
  - (2) 第40回東北総合体育大会の結果について (スポーツ健康課)
  - (3) 平成26年度宮城県公立小中学校長及び県立高等学校長の募集について (教職員課)
- 10 次回教育委員会の開催日程について
- 11 閉会宣言

## 第845回教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 平成25年9月20日(金) 午後4時
- 2 招集場所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 庄子委員長, 佐竹委員, 伊藤委員, 遠藤委員, 奈須野委員, 高橋教育長
- 4 説明のため出席した者  
安住教育次長, 熊野教育次長, 大山総務課長, 高橋教育企画室長, 加藤福利課長,  
鈴木教職員課長, 鈴木参事兼義務教育課長, 澁谷特別支援教育室長, 山内高校教育課長,  
菊田施設整備課長, 松坂スポーツ健康課長, 三浦生涯学習課長, 佐藤文化財保護課長 外

5 開 会 午後4時1分

### 6 第844回教育委員会会議録の承認について

委 員 長 | (委員全員に諮って) 承認する。

### 7 第845回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委 員 長 | 佐竹委員及び遠藤委員を指名する。  
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。

## 8 秘密会の決定

### 5 教育長報告

(2) 県立高等学校における物損事故に係る和解について

### 6 専決処分報告

(2) 教育功績者表彰について

(5) 高等学校入学者選抜審議会委員及び専門委員の人事について

### 7 議 事

第1号議案 教育功績者表彰について

第2号議案 職員の人事について

第3号議案 高等学校入学者選抜審議会委員及び専門委員の人事について

委 員 長 | 教育長報告(2), 専決処分報告(2)及び(5), 議事の各議案については, 非開示情報等が含まれているため, その審議等については秘密会としてよろしいか。

(委員全員異議なし)

この審議等については, 秘密会とする。

なお, 秘密会とする議案のうち第2号議案については, 本日速やかに処理する必要があることから, 先に第2号議案を審議することとし, 残る案件については, 次回教育委員会の開催日程決定後に行うこととしてよろしいか。

(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり(秘密会のため非公開)

## 9 教育長報告

(1) 第4回大川小学校事故検証委員会の概要等について

(説明者: 教育長)

第4回大川小学校事故検証委員会の概要等について, 御報告申し上げます。

資料は, 1ページから2ページである。

資料1ページを御覧願いたい。第4回大川小学校事故検証委員会が, 去る8月24日に開催され, 「中間

とりまとめ」以降に判明した主な事実情報や事後対応、今後の予定等について示されたところである。

まず、「(2)『中間とりまとめ』以降に判明した主な事実情報について」の「① 事前対策について」であるが、ここで示されている主なものとしては、大川小学校の災害対応マニュアルで第三次避難場所として「近隣の空き地・公園」と記載されているのは、具体的には、釜谷交流会館の駐車場、体育館裏の児童公園であり、その際には津波は意識されていないこと、保護者へのメール配信システムは、平成19年度に引き渡しのために保護者に連絡を取る手段として考案されたものであるが、当時の利用料金が高く、断念した経緯があり、直接メール送信による方法に変更されたが、これもアドレス確認等の遅れから立ち消えとなり、その結果、引き渡しの仕組みも未完成のままとなっていたこと、宮城県が平成16年3月に公表した「第三次地震被害想定調査」を基に、平成20年に石巻市が作成したハザードマップはどのように作成されたのか、今後も調査を進めること、平成18年に、中央防災会議により「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」が策定され、ハザードマップは被害想定のほか明治・昭和の三陸津波等の過去の災害も加味することが求められていたが、石巻市のハザードマップはこれを踏まえたものか確認が必要であること、大川小学校の校舎設計時には、川の氾濫や津波を想定するようにといった指示は、石巻市(当時の河北町)から設計関係者に出されていないことである。

次に、「② 当日の状況について」として示されている主なものとしては、大川小学校付近における津波の挙動について、北上川を遡上した津波第一波は、水位計のデータから、新北上大橋には15時26分頃に到達し、15時32分頃にはピークを迎えたものと推算しており、この付近における堤防越流の時期については、今後、堤防高の情報等を得て、さらに精査が必要であること、釜谷地区における住民・在勤者等の被災状況を調査したところ、大川小学校の児童・教職員等を除き、地震発生から津波来襲までの間、同地区内にいた209名の住民のうち約84%の175名が亡くなっていることである。

以上の内容が、「中間とりまとめ」以降に判明した主な事実情報についての主なものとして示されている。

次に、資料2ページの「(3) 事後対応について」であるが、「① 事故・災害の対応として実施しなければならない各種対応」、「② 被災者・遺族等の支援」、「③ 教訓抽出・反映」との3つの観点から、問題点の提起として検証すべき項目が示された。詳細については、記載のとおりである。今後、これらの項目について聴き取り調査等の検証が進められることとされている。

次に、「(4) 今後の予定等について」であるが、今回の第5回事故検証委員会は、9月28日(土)に開催される予定と資料に記載しているが、昨日、検証委員会事務局から、諸般の事情により、10月20日(日)に延期する旨の連絡が入ったところである。また、有識者を公述人とした「公開ヒアリング」が11月3日(日)または4日(月)に実施される予定となっている。

以上が、第4回大川小学校事故検証委員会の概要であるが、「2 御遺族への報告」に記載のとおり、同委員会終了後の9月1日(日)に、石巻市河北総合支所で御遺族報告会を開催し、児童及び教職員の御遺族に対して、同委員会の主な内容について御報告申し上げたところである。

次に、「3 石巻市教育委員会と御遺族との話し合い」については、8月4日(日)に開催される旨、7月の第843回定例教育委員会で御報告申し上げたところであるが、当日、石巻市で震度5強の地震が発生したため、延期されていたものである。改めて、御遺族と石巻市教育委員会との間で日程の調整がなされ、9月8日(日)に石巻市河北総合センターにおいて開催された。県教育委員会としては、石巻市教育委員会からの要請により、義務教育課長がその進行役を務めたところである。当日は、29名の御遺族が話し合いに参加され、石巻市からは亀山市長や境教育長らが出席した。御遺族からは、遺族の要請にもかかわらず、昨年10月から約10ヶ月間話し合いが行われなかったこと、一昨年の6月に開催された遺族説明会を1時間で打ち切り、以後開催しないと表明したこと、市教育委員会が実施した子どもへの聴き取り調査の不備等に関する事など、これらに対する批判や質問が出され、これに対して亀山市長は、長期間対話が行われなかったことなどの市教育委員会の対応について謝罪された上で、今後も定期的に御遺族との話し合いを継続することを表明し、次回話し合いを11月に開催するとして、御遺族と調整することとされたところである。

以上が、現時点での大川小学校事故に関する検証状況等である。県教育委員会としては、今後とも、文部科学省とともに、検証作業にしっかりと関わっていくこととしている。また、今回、事後対応に関する

論点の中に、御遺族の心のケアの問題が取り上げられているが、県教育委員会としても、この点に関しては大変重要であると認識しているところである。これまでも、石巻市教育委員会と協議を進めてきているが、今回、石巻市教育委員会から、震災により犠牲となられた児童・生徒の御遺族に対する心のケアに取り組むサポートチームを編成するため、その準備にあたる職員の派遣について依頼があり、これを踏まえ、県教育委員会では、職員1名を10月1日から石巻市に派遣することとしている。こういった形で、御遺族の心のサポートを進めていくよう、石巻市教育委員会とともに取り組んでまいりたいと考えている。本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

佐 竹 委 員 関連となるが、先日のニュースで、石巻の幼稚園の事故に関する訴訟が取り上げられており、津波が予見できたとして、命を落とされた方々に対する補償が必要であると結審されたようである。この大川小学校の管理下で命を落とされてしまった方々に対しては、どのように補償することとなるのか。

スポーツ健康課長 登下校中を含む学校管理下における災害給付については、日本スポーツ振興センターの所管となり、該当する事故等があった場合には、当該センターの災害給付金の対象となる。自然災害は、その対象にならないとされているが、大震災における事故については、当該センターの特別な対応として、特別弔慰金の対象としている。この手続きの流れとしては、学校の設置者である教育委員会を経由し、申請することとなる。この特別弔慰金は、命を落とされた子どもの保護者の方々に支払われることとなる。

佐 竹 委 員 教職員の方々も命を落とされているはずであるが、その補償はどうなるのか。

福 利 課 長 公務中に不慮の事故等により負傷等した場合は、公務災害の対象となる。大川小学校では、今回の大震災により教職員10名が命を落とされている。その方々については、地方公務員災害補償基金宮城県支部に申請が出され、平成23年8月と9月に公務上の災害として認定されている。その認定に伴い、要件が満たせば、遺族補償年金、葬祭費用等が支給される。一方、退職手当は、公務上の死亡の区分により支給されている。

伊 藤 委 員 1ページの「(2)『中間とりまとめ』以降に判明した主な事実情報について」の中に、「保護者へのメール配信システム」の記述があるが、せっかく構築するところまでの意志決定がなされたにもかかわらず、未完成となっていたのは非常に残念である。様々な経緯があったのであろうとも思うが、一度決定されたものが未完成となったことに関しては、何らかの原因があると思う。この配信システムに限らず、一般的には、誰かが責任者となって進行管理を行い、最終到達点の完成まで導いていくはずである。各学校には、情報系に精通した教職員がいないなど、その背景には様々な問題や課題等があったと思うが、組織としての責任体制や確認体制を改めて考える必要があるのではないかと。情報システムの構築に限らず、成果が見えるようなプロセスと管理者のマネジメントが非常に重要であると考えている。今回は残念な結果となったが、各教職員の担っている業務については、最後まで責任をもって取り組んでいただきたい。

教 育 長 今回お示しした事実情報は、これまでに把握できた情報を検証委員会からお示しいただいた内容をまとめたものである。御指摘のあったプロセスとマネジメントについては、我々もそのとおりであると捉えている。今後、検証委員会では、このような事実情報を確認した上で、こうあるべきとの考察が加えられ、大震災の教訓として示されるものと考えている。

## 10 専決処分報告

### (1) 第342回宮城県議会議案に対する意見について

(説明者：教育長)

第342回宮城県議会議案に対する意見について、御報告申し上げます。

資料は、1ページから6ページである。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、本年8月26日付けで知事から意見を求められたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、8月27日付けで専決処分し、異議のない旨回答したことについて、同条第2項の規定により報告するものである。

まず、「予算議案」であるが、資料3ページの「第342回宮城県議会提出予算議案の概要」を御覧願いたい。「1 補正予算の概要」であるが、一般会計歳出予算のうち教育委員会分として、650,189千円を増額計上している。

次に、「2 事業の概要」であるが、震災対応として、産業教育復興フェアの開催に要する経費として、6,000千円を、県図書館において、デジタル形式の震災関連資料・記録等の拡充及びシステム構築に要する経費として、525,736千円を、被災した博物館資料の修復及びデータベース化等に要する経費として、1,960万円を計上している。その他、県立高校及び県立特別支援学校の照明器具等の非構造部材の問題箇所を調査する経費として、合わせて6,149千円を、平成27年度開校予定の(仮称)登米総合産業高校のグラウンド用地の取得等に要する経費として、92,704千円を計上している。

次に、「3 債務負担行為」であるが、(仮称)登米総合産業高校の校舎等建設工事について、建築資材の高騰等による工事費の増額が見込まれたことから、限度額を増額するものである。

次に、資料4ページを御覧願いたい。「予算外議案の概要」について、条例議案であるが、議第186号議案「県立学校条例の一部を改正する条例」は、女川高等学校の廃止について、議第187号議案「ライフル射撃場条例の一部を改正する条例」は、施設の利用料金を指定管理者の収入とすることについて、所要の改正を行うものである。次のページの条例外議案であるが、議第190号議案「財産の取得について」は、農業高校建設用地の取得について、議第192号議案から議第194号議案の「工事請負契約の締結について」は、平成27年度に新築移転予定の拓桃医療療育センター及び拓桃支援学校に係る電気、衛生、空調の各工事請負契約の締結について、それぞれ地方自治法の定めるところにより議会の議決を受けようとするものである。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 ) | ( 質 疑 な し )

### (3) 平成26年度使用県立特別支援学校教科用図書の採択について

(説明者：教育長)

平成26年度使用県立特別支援学校教科用図書の採択について、御報告申し上げます。

資料は、8ページから12ページである。

特別支援学校においては、障害の程度に応じて、検定済教科書、文部科学省著作教科書及び絵本等、市販の一般図書を使用している。このうち、小学部及び中学部で使用する検定済教科書及び文部科学省著作教科書については、文部科学省通知に基づき昨年度と同じ教科書を採択することとなる。

平成26年度使用の一般図書の採択に当たっては、文部科学省の通知及び6月の本委員会で御報告申し上げた図書の記述内容や表現・体裁等に係る本県としての基準に基づき、各支援学校において希望する図書の選定を行った。その後、教育庁において、各校からの希望内容を集約し、大学教授や各障害種の特別支援学校長で構成された検討会議における議論を経て、今般、教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により8月30日に資料9ページから12ページに記載のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により御報告するものである。今年度の図書の採択は、小学部用が65点、中学部用が36点、高等部用が26点の計127点であり、このうち昨年度から継続して使用する図書が119点、新たに加えた図書が8点である。

県教育委員会としては、防災教育やキャリア教育という観点にも留意しながら、特別支援学校に通う児童生徒の教育にとって、より適切かつ効果的な教科用図書となるよう、引き続き調査・研究を行ってまいりたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 ) | ( 質 疑 な し )

#### (4) 平成26年度使用県立高等学校等教科用図書採択について

(説明者：教育長)

平成26年度使用県立高等学校等教科用図書の採択について、御報告申し上げます。

資料は、13ページから15ページと別冊資料2部である。

平成26年度に使用する県立の高等学校及び特別支援学校高等部のうち高等学校に準ずる教育を行っている学校の教科用図書の採択については、資料14ページの採択方針に従って、適切かつ公平・公正に行うこととしている。

資料15ページを御覧願いたい。採択の事務手順について、この教科書採択事務の流れのとおり、各高等学校等に設置した教科書選定委員会において選定し、各校長から採択の希望がなされ、その後、教育庁内に設置している宮城県立学校の教科書採択に係る審査委員会において、各学校の教育課程との整合性がみられるか、生徒の実態に配慮されているかなどの観点で審査を行い、いずれも妥当なものであるとの判断がなされた。

これらの過程を経て報告された教科書の採択について、教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第6号の規定により、別添資料1「平成26年度使用県立高等学校及び特別支援学校高等部学校別教科書一覧」のとおり、9月13日専決処分したので、同条第2項の規定により御報告するものである。

詳細について、高校教育課長から御説明申し上げます。

(説明者：高校教育課長)

平成26年度使用県立高等学校等教科用図書の採択について、別冊資料を中心に御報告申し上げます。

別冊資料1は、使用希望のあった教科書を学校別に整理した一覧である。表紙裏には、各学校が、どのページに記載されているかを示しており、1ページから51ページが高等学校分、52ページから55ページが特別支援学校高等部のうち高等学校に準ずる教育を行っている4校分である。各学校とも、新学習指導要領に対応する教科、次に、旧学習指導要領に対応する教科について、教科書を整理しており、各ページの表の右上に、新・旧の別を示している。

次に、別冊資料2は、別冊資料1を発行者別に採択数を整理した一覧である。各学校から希望が提出された後、7月中旬から約1か月かけて事務局における事前審査を行い、去る9月12日に、外部からの学識経験者を含む宮城県立学校の教科書採択に係る審査委員会において、各学校からの希望状況を確認しながら使用教科書の妥当性を審査する会議を開催した。教科書の採択に当たっては、学校の実態や生徒の実情に応じて、記述内容が充実・豊富で発展的な記述がされている教科書を選ぶ学校や、繰り返し学習や補充的な内容の充実した教科書を選ぶ学校等が見られた。また、審査の中では、学校からの採択希望を踏まえた生徒の興味・関心が持てるような身近な題材が素材として使用されているか、記述内容が系統的に整理されているかなど、各学校において、多様な側面から内容重視の教科書選定が行われている様子を確認している。審査委員会においては、各校の教育目標を達成するための教育課程編成とのバランスも含め、すべて適切なものであると判断されたところである。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 ) | ( 質 疑 な し )

#### 1.1 課長報告等

##### (1) 平成25年度全国学力・学習状況調査結果について

(説明者：義務教育課長)

平成25年度全国学力・学習状況調査結果について、御報告申し上げます。

資料は、別冊「宮城県の調査結果報告」である。

1ページを御覧願いたい。この調査は平成19年度から始まり、今回で6回目となる。平成19年度から平成21年度及び今年度は悉皆調査、平成22年度と平成24年度は抽出調査として実施している。

まず、「I 全国学力・学習状況調査の概要」であるが、「1 目的」から「5 参加状況」については、資料に記載のとおりである。

次の「6 調査結果の概況」の「(1) 平成19年度から平成25年度までの教科に関する調査結果一覧」

であるが、今年度までの6回の調査結果について、小・中学校ごと、教科ごとに「知識に関するA問題」と「活用に関するB問題」に区分して記載しており、それぞれの項目において、本県と全国との平均正答率を比較している。

2ページを御覧願いたい。「(2) 教科に関する調査の結果」であるが、今年度の調査結果を分析した結果をまとめている。本県の小学校の平均正答率であるが、国語及び算数のA・B問題のすべてで全国平均値を下回っており、さらに、昨年度の本県の平均正答率と比較しても低下傾向にあり、全国平均との差が顕著となっている状況も見られる。また、中学生の平均正答率については、数学のA・B問題で全国平均を下回ったものの、国語はA・B問題とも全国平均を上回っている。

次に、「(3) 児童生徒質問紙調査の結果」については、24ページの「Ⅳ 児童生徒質問紙調査結果」を御覧願いたい。「2 質問事項別の状況」の「(1) 学習に対する関心・意欲・態度」の表であるが、本県の小学生は、項目1及び2の国語や算数等の授業理解度の数値のとおり、それぞれ全国平均を下回っており、先ほどの教科正答率とほぼ相関していることが現れている。次の「(2) の基本的な生活習慣、家庭でのコミュニケーション」については、小・中学生ともに、ほぼすべての項目において、全国と比べて肯定的な回答をしており、規則正しい生活習慣が身に付いていることが現れている。

25ページを御覧願いたい。「(3) 学習時間等」では、自宅で予習・復習している割合は、小・中学生ともに平成19年度から増加傾向にあり、全国より高い状態が継続されていることから、その習慣が身に付いてきているものと捉えている。項目4の家庭での学習時間について、全国値と比較すると、小学生は、平日に30分以上2時間未満の学習時間の割合が高いものの、中学生は、1時間以上学習する割合は低い状態にあり、比較的長時間となる2時間以上の学習時間の割合は、小・中学生ともに全国値よりも低くなっている。また、項目5及び6の3時間以上テレビやビデオ・DVDを見る、あるいはテレビゲームをする割合は、小学生は全国値より高い状況となっている。「(4) 自尊意識・規範意識」については、項目1の「自分には、よいところがあると思う」の項目で、小・中学生とも全国平均値を下回っている。

26ページを御覧願いたい。「Ⅴ 学校質問紙調査結果」の「2 質問事項別の状況」であるが、「(1) 学力・学習状況調査の活用」では、問題冊子や独自の調査結果等を利用し、教育指導の改善等を行った学校の割合は、小・中学校ともに全国値より高い結果が現れている。また、「(3) 個に応じた指導」であるが、項目1の算数・数学で学習したことを確実に身に付けるために必要な補充的指導の実施については、小学校では、全国値を僅かに上回っているものの、昨年度より減少している傾向にある。

28ページを御覧願いたい。「Ⅵ 平均正答率と高い県との比較」であるが、これは、児童生徒質問紙や学校質問紙調査において、宮城県の課題をより明確に把握するため、平均正答率の高い県である秋田県、石川県、福井県と本県の数値を比較したものである。「(1) 自尊意識、将来の夢や目標に関する質問事項の比較結果」の「① 自尊意識」及び「② 将来の夢や目標」については、小・中学生ともに高位県より低く、また、「(2) 基本的な生活習慣に関する質問事項の比較結果」の「① テレビの視聴時間」と次のページの「② 携帯電話等での通話やメールの利用」では、小・中学校ともに高位県より高い割合を示している。30ページの「(4) 教科への取組や関心・意欲・態度に関する質問事項の比較結果」の質問③及び質問④の授業理解度については、小・中学生ともに、各教科で高位県よりも低い結果となっている。31ページの「(5) 地域人材・施設の活用に関する質問事項の比較結果」であるが、中学校は全国値よりも高く、ほぼ100%に近い水準となっているが、小学校は全国値及び高位県に比べ、大幅な乖離が生じている。

次に、32ページの「Ⅶ 平成22年度の調査結果との比較」を御覧願いたい。「教科に関する調査結果」であるが、今回の調査を受けた中学校3年生は、平成22年度の調査時点において、当時の小学校6年生として本調査に回答していることから、全国平均正答率と比較した数値を基に、その時点の調査結果から追跡した状況を示している。国語A・Bについては、その割合が高くなり、改善の傾向が見られたものの、数学については、A・Bともに、さらに乖離が生じており、課題が残る結果となった。

2ページにお戻り願いたい。一番下の項目の「7 今後の対応」であるが、県教委としては、児童生徒の夢や志の実現のためにも、学力向上は重要であると考えている。今後、生活習慣の調査結果の内容も含め、さらに総合的に分析した上で、学力向上に向けた指導改善の方向性やポイントを把握するとともに、市町村教育委員会と連携を図り、児童生徒の学力向上に向けた具体的な取組を推進してまいりたい。

なお、10月2日(水)に「学力向上に関する緊急会議」を開催することとしており、県PTA連合会等とも連携を図りながら、学校、家庭、行政が一体となり、児童生徒の学力向上に取り組んでまいりたい。本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

佐 竹 委 員

この調査結果では、昨年度と比べ、国語等で向上した部分もあると思うが、とても残念であるのは、25ページの「(4) 自尊意識・規範意識」のほとんどの項目でマイナスの数値となっている。志教育を推進している宮城県としては、この部分も重視しているはずであり、子どもたちの意識も同じ方向を向いていると考えていた部分でもある。子どもたち自身の志を高め、向かうべき方向性を見出せなければ、頭だけの学習となり、実質的な学力が身に付かないと思う。しかし、それ以前に、人間性を高め、志高く成長していく、志教育の目指すべき人物像には、ほど遠い状態にあるのではないかと思う。さらに、とても悲しいことは、「1 自分には、よいところがあると思う」の項目で、小・中学生ともに約3割の子どもたちが“ない”と思っていることである。「3 将来の夢や目標を持っていますか」、「6 人の役に立つに人間になりたいと思う」の項目でも同じような傾向を示している。調査開始以降の本県の数値は、今年度の数値が過去最高値となっているが、どのようなことが要因と考えられるのか。

子どもたちの学力に関しては、さらに詳しい調査が必要なのか、震災の影響があるのかなど、様々なことを考えながら説明を聞いていたが、まずは、子どもたちの志、意識の高揚が一番重要なポイントになると思う。これまでも、十分に取り組んでいると思うが、それらが少しでも向上していくような指導や、家庭及び地域への呼びかけなど、学力の向上に効果的な指導をお願いしたい。

義 務 教 育 課 長

委員御指摘のとおり、今回の調査結果については、我々も非常に厳しく受け止めている。県教委としては、志教育の推進とともに、学力向上にも取り組んできたところであるが、今回の結果を受け、今後さらに気を引き締めて取り組む必要があると痛感している。志教育の実践として、指定した地域の中で、地域の方々と協働した様々な取組を展開しているところであるが、中学校では意識が定着しつつあるものの、小学校では職場体験や職場見学の割合が圧倒的に少なく、まだまだ浸透していない状況である。また、子どもたちへの教育では、自分自身に自信を持つ、夢や希望を抱くなど、それぞれの想いや考え方を創造できる人格の形成を目指し、特に小学校を中心に強く推進していきたい。今後は、小学校における志教育の充実が、一つの鍵になると考えている。

佐 竹 委 員

何にでも共通すると思うが、基礎、基本が確立されなければ、その先の展開は望めないはずである。子どもたちには、学校及び地域等における活動や体験を通じて、自分の良い部分、自分が必要とされていることの発見など、自己有用感を見出してほしい。

教 育 長

委員御指摘のとおり、子どもたちが、自分の長所を見つけ出し、それぞれが確認していくことは大変重要なポイントであると考えている。本県の子どもたちは、当該意識調査の数値が、調査開始時から年数を重ねるごとに上昇してきたものの、大震災を経験したこともあり、厳しい生活環境や学習環境の中で、自分の良い部分を見つけにくい状況もあったのではないかと思う。その一方で、25ページの表の「人の役に立つ人間になりたいと思う」の項目では、9割以上の子どもたちが、そうなりたいと回答している。各学校においては、子どもたちの意識の醸成に努めるとともに、意欲をもって学習に望んでいけるよう、継続した指導が必要である。子どもたちは、学校の中だけではなく、地域や社会の様々な場面を経験することにより、その中から興味や関心のあるものを見つけ出し、力を発揮できる分野を意識させていくことも必要である。また、当然のことであるが、学校教育の中心は授業教科の指導であり、子どもたちに基礎的な学力をしっかりと身に付けさせていくことも重要である。10月に開催する会議では、学校と地域

や社会、そして家庭との協働について、どう進めていくべきであるのか、多角的に意見交換しながら、それぞれの立場でできる取組を模索していきたいと考えている。

委員長

先生の愛情、親の愛情、地域の方々の愛情は、子どもたちへの教育の基礎となる部分であり、成長する課程において重要な要素であると思う。以前、テレビで紹介されていた事例であるが、ある学校で、職員会議の回数を減らし、子どもたちと接する時間を増やしたところ、いじめが減少したとのことである。これは、それぞれが子どもたちに愛情を注ぐことにより、大事にされている思いが伝わったことで、学校全体が良い方向に進んだものと思う。家庭、地域、学校、それぞれの担うべき役割により、子どもたちの人格が醸成され、子どもたちは自分自身に自信を持ち、それぞれの人生を歩んでいくのではないかと思う。10月の会議においては、関係する方々それぞれが、子どもたちに愛情をもって接していくことの重要性も周知してほしい。

伊藤委員

先ほどの佐竹委員の御意見と同じ内容となるが、本県の子どもたちの自己肯定感の調査項目の中で、平均正答率が低い割合を示していることは非常に残念であるが、28ページ以降の高位県と比較した集計表に解決の糸口があるのではないかと思う。例えば、「(2) 基本的な生活習慣に関する質問事項の比較結果」の「① 1日何時間、テレビ等を見ますか。」の項目や、29ページの「② 携帯電話で通話やメールをしていますか。」の項目では、本県の小・中学生は、それぞれ高位県より高い割合を示している。おそらく、自分一人の世界、自分にとって都合の良い仲間内の共通した時間があり、あっという間に過ごしているのではないかと思う。委員長の御意見にもあったが、家庭の中で家族と話す、地域の方々と触れ合うなど、子どもたちは、多くの方々と接することにより、社会の仕組みや地域の実態を学習することができるのだと思う。また、各家庭では、子どもたちに学校の様子を聞いたり、地域の中で体験したことなどを聞いたりすることにより、その変化に気付くこともあると思う。基本となる部分であるが、家庭内におけるコミュニケーションが不足しているため、子どもたちは、自分自身を客感的かつ対外的な視点で捉えることができないのではないかと思う。

もう一つは、秋田県や福井県が高位県に位置付けられていることは、報道等により把握していたが、そこには、テストに対する専門的な受験体制がなされているなど、何らかの要因があるのではないかと思う。また、小学校・中学校の学力が高ければ、高校でも同様の傾向が現れているのではないかと思う。高校では、このような調査を実施していないと思うが、何らかの情報があれば説明願いたい。

義務教育課長

秋田県と宮城県の調査結果を比較したところ、その要因と思われる部分が顕著に現れている項目がある。それは、「家で学校の授業の復習をしていますか。」との設問であり、本県の小学生は61.9%であるが、秋田県では89%で、27ポイント以上の差がある。中学生も同様の傾向が現れており、21ポイント程度の差がある。その反面、学習塾に通っている割合について、本県の小学生は40.2%であるが、秋田県は22.8%であり、こちらは逆に、本県が17ポイント以上高い割合となっている。中学生についても同様に、本県は54%、秋田県は29.8%で、本県が24ポイント以上高い。つまり、秋田県は家庭学習、宮城県では外部の学習塾等で勉強している割合が高いことが分かる。それ以外にも、授業理解度の「国語の授業の内容はよく分かりますか。」との項目では、本県の小学生は78.4%、秋田県は86.1%であり、また、本県の中学生は74.3%、秋田県は81.8%であり、いずれも秋田県が上回っている。さらに、先生に対する調査の「児童生徒は私語が少なく落ち着いていると思いますか」との項目では、本県の中学生は91.9%であるのに対し、秋田県では100%となっている。キャリア教育、志教育につながる「職場見学や職場体験を行っているか。」との項目では、本県の小学生は25.9%、秋田県は69.6%で、秋田県が43.7ポイント高

い。中学生もほぼ同様で、本県では99%、秋田県は99.2%である。

以上の状況から、特に小学生の学力が、本県と高位県の乖離が顕著であると言える。

高校教育課長

高等学校においては、小・中学校と同様の全国調査は行っていないが、県独自に学習意識調査を行っている。対象は1年生と2年生で、平成18年から24年までのデータがある。この調査結果を分析しつつ、県の重点政策である学力向上に関する各種施策を講じており、それと連動するように平成18年から平成23年までは授業が理解できる割合が順調に増加していたが、平成24年は一転して減少した。また、家庭での学習時間について、毎日学習する、2時間以上勉強する割合は、平成18年から平成23年までは徐々に増加していたが、こちらも平成24年には減少傾向に転じた。これに同調するように、「どんな時に学習しますか」との設問では、毎日学習する割合が減少し、テスト前に勉強する、いわゆる一夜漬けの傾向が顕著となった。さらに、家庭での過ごし方では、勉強や家族と過ごす割合が減少し、携帯電話、ゲーム、テレビ等の個々に楽しむ時間が増加傾向を示している。

以上のように、質問の項目に若干の違いはあるものの、小・中学生に見られる傾向については、高校生の間にも同様に現れている。

遠藤委員

2ページの「(4) 学校質問紙調査の結果」に記載述されている将来就きたい仕事や夢について考えさせる取組や、26ページの「2 質問事項別の状況」の「(1) 学力・学習状況調査の活用」に記載されている独自の調査結果等を利用し、教育活動の改善のために活用していることなど、先生方それぞれが工夫し、熱心に取り組んでいる姿が目に見えてくるが、学校現場では、その努力が十分に実を結んでいないのではないかと思う。志教育の観点からも、将来就きたい仕事や夢について考えさせることは、学習の強い動機として、方向性を示すきっかけになると思う。先生方は、それを契機として、それぞれの子どもの興味や関心を引き出し、夢を実現させるための学習意欲に火を付けさせることができるのではないかと思う。子どもたちは、“勉強させられた”とイメージするよりも、“自分で関心を示して勉強した”との前向きなイメージを描けるような教育指導をしていただきたい。これまでも、各学校では取り組んでいただいていると思うが、各先生に対しては、そのような教育活動を展開していただけるよう改めて伝えていただきたい。

義務教育課長

先生方は、職業に関することや、夢を抱くことに対する指導の割合が高くなったと回答している。その一方で、それが子どもたちまで浸透していない状況も見られる。委員御指摘のように、志教育や学力向上等、子どもたちの学習意欲を高められるような教育活動を展開していけるよう、県教委としても支援してまいりたい。

教育長

将来の夢あるいは希望は、先生方が一生懸命に努力しても、子どもたちは、その全体像を掴みきれない部分もある。子どもたちは、その一部分でも関心を持ち、将来像のイメージを捉え、自分の力で考え、自己の責任の下で、学習意欲を積み上げてほしい。家庭、学校、地域のあらゆる場面において、その都度よく考えて結論を出して行動する習慣を身に付けていけば、年齢とともに社会の全体像も見えてくるはずである。そして、先生方は、子どもたちが具体的に実感できるよう、その夢や希望を率直に捉え、子どもたちを褒めていただきたいと考えている。

義務教育課長

10月2日に、学力向上の緊急会議を開催するので、その会議において、各委員の御意見等も周知してまいりたい。

佐竹委員

先ほどの説明のとおり、秋田県と宮城県では、家庭の声がけ、家庭と学校との信頼関係等、子どもたちに対する向き合い方に違いがあると感じた。本県でも、各家庭において、家族の皆さんが子どもたちの学習に積極的に参加していただくよう声掛けするなど、家庭でもできる学習活動を推進していただければ、学力の向上が期待できるのでは

ないかと思う。また、先ほどの委員長の御意見にもあったように、学校、家庭、地域の方々が、それぞれ愛情をもって子どもたちに接していただきたい。各家庭に対しては、学力向上を学校任せにすることなく、家族の協力の下で進められるよう、学校から情報発信していただきたい。また、PTAの会議等でも検討していただくなど、あらゆる場面で周知していただきたい。

義務教育課長

10月2日の会議には、県PTA連合会の会長及び副会長が出席する予定であるので、委員御指摘の内容も含め、家庭や地域との協働、各家庭への積極的な声掛けなどについても呼び掛けていきたい。

奈須野委員

秋田県のPTA会長と意見交換した際の内容を紹介する。秋田県の家庭では、子どもたちと祖父母と一緒に暮らしている場合が多く、家族の中で声をかける環境があるとのことであった。小学校低学年の時には、子どもたちが学校から帰ると、祖父母から宿題をするよう促され、それが子どもたちに根付き、自然の流れの中で勉強の習慣が身に付いていくようである。宮城県では、塾に通う子どもたちの割合が多いとの説明もあったが、裏返せば、声をかける大人が多くなれば、子どもたちに勉強する習慣が身に付いていくのではないかと思う。そのためには、各家庭だけではなく、地域住民等の周囲の方々が、子どもたちに指導できるような環境を作っていくことも一つの解決策になるのではないかと思う。PTAや老人クラブなど、地域との関係を密にすることにより、家庭での学習環境は、間違いなく向上すると思う。私の子どもたちも、祖母が健在であったころは、家に帰ると自然に学校の宿題をしていた。祖母が亡くなった後は、自宅に誰もいなかったため、子どもたちはテレビを見るなどして、学習の習慣が低下していったことを目の当たりにした時、子どもたちにとって、いかに周囲の大人の声が重要であるか認識させられた。子どもたちが、自分の就きたい職業や夢を描けない理由としては、大人を見て育つ環境が身近にないことも、その一つの要因として考えられる。家庭や地域の“大人の姿”を子どもたちに見せていくことも大事なことであり、その結果として、学力の向上も期待できるのではないかと考えている。

## (2) 平成29年度全国高等学校総合体育大会について

(説明者：スポーツ健康課長)

平成29年度全国高等学校総合体育大会について、御報告申し上げます。

資料1ページを御覧願いたい。全国高等学校総合体育大会の開催については、全国高等学校体育連盟から依頼があり、宮城県高等学校体育連盟と連携を図りながら、開催市町との調整を進めてきた。今般、全国高体連へ開催承諾書を送付したところ、9月9日付けで同連盟から開催決定の通知があり、平成29年度の本県開催が正式に決定したものである。

最初に、「1 概要」であるが、全国高等学校総合体育大会の目的は、高等学校教育の一環として、高校生に広くスポーツの実践の機会を与え、技能向上とスポーツの精神の高揚を図るとともに、高校生相互の親睦を深め、心身ともに健全な青少年を育成することである。また、本県においては、同時期に開催される予定の全国高等学校総合文化祭宮城大会との連携を密に図り、大震災からの復興に向かって取り組む県内すべての高校生の力強い姿を全国に発信するとともに、これまでの全国各地からの支援に対する謝意を表していきたいと考えている。

次に、「2 開催県」であるが、平成29年度は南東北ブロックでの開催となり、本県、山形県、福島県の三県合同での開催となる。

なお、本県開催競技種目及び時期等については、資料に記載のとおりである。

今後は、全国及び宮城県高等学校体育連盟や開催市町等の関係機関との連携・協働を密に図りながら、大会開催に向け、運営組織体制の確立や具体的な実施内容の検討・準備を進めてまいることとしている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

佐 竹 委 員

開催県が南東北3県となっているが、その選定基準はあるのか。また、開催市町の中で、仙南では柴田町しかないが、これは競技を開催できる施設の関係なのか、交通手段等の関係があるのか、その選定方法等を説明願いたい。

スポーツ健康課長

開催県であるが、昭和38年に新潟県で第一回の高校総体が開催され、平成22年度の沖縄大会で各都道府県を一巡したこととなる。その中で、一県開催の経費負担等の問題があり、平成23年度から全国を東部・中部・西部の3つのブロックに分け、持ち回り形式で開催することになった。平成23年度は、北東北ブロックで第一回目の総体を開催したため、次期開催年度の平成29年度は南東北3県での開催となる。また、11競技の開催市町の選定について、基本的には各競技団体の希望を優先させつつ、県の高体連と各競技団体において、できるだけ既存の体育施設を活用することとして選定したと聞いている。併せて、同時期に開催予定の全国高等学校総合文化祭との会場バランスにも配慮したようである。

## 1 2 資料（配付のみ）

- (1) 平成26年度宮城県立中学校入学者選抜募集要項等について
- (2) 第40回東北総合体育大会の結果について
- (3) 平成26年度宮城県公立小中学校長及び県立高等学校長の募集について

## 1 3 次回教育委員会の開催日程について

委 員 長

次回の定例会は、平成25年10月16日（水）午後1時30分から開会する。

## 1 4 閉 会 午後6時12分

平成25年10月16日

署名委員

署名委員